

【D-ライフル協会】 けん銃の所持に関する推薦

装薬けん銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条第1項第4号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となるけん銃

対象となるけん銃は、その種類がそれぞれ50mピストル（50mPISTOL）、ラピッドファイア・ピストル（RFP）、センターファイア・ピストル（CP）、スタンダード・ピストル（SP）、25m・ピストル（25mPW）の国際公式競技に使用できる競技用装薬けん銃であって、日本ライフル射撃協会が指定する銘柄及び型式のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満18歳以上の者
- (2) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会员）
- (3) 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。）のけん銃射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められる者
- (4) 日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催または認めた運動競技会または記録会等のけん銃射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ① 法第4条第1項第4号の規定による許可を受けてけん銃を所持したことがない者であって、日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるエア・ピストルにおいて4段以上の段位を有し、かつ資格を取得した後日本ライフル射撃協会の認めた運動競技会においてそれに該当する点数を記録した者、またはそれと同等以上と認められる空気けん銃競技の経験者
 - ② けん銃所持の経歴を有する者（法第4条第1項第4号の規定によるけん銃の所持許可を受けたことがある者をいう。）であって、別紙に掲げるもの
- (6) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) けん銃を所持しようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、所定の事項を記載した当該各号に掲げる書類を都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体

(以下単に「加盟団体」という。)に提出する。ただし、現に法第4条第1項第4号の規定による許可を受けてけん銃を所持している者(以下「けん銃所持者」という。)が推薦を受けようとするときは、当該許可の有効期間の満了の日の4か月前から6か月前の間に当該書類を提出しなければならない。

ア けん銃所持者以外の者 銃砲所持推薦申請書(様式第1-1号)2通並びにエア・ピストル競技会参加記録、エア・ピストル段級登録証の写し及び住民票の写し

イ けん銃所持者 銃砲所持推薦更新申請書(様式第1-2号)2通

(2) 加盟団体は、銃砲所持推薦申請書または銃砲所持推薦更新申請書(以下「推薦申請書」という。)を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書(様式第2号)1通を作成し、推薦申請書1通と共に日本ライフル射撃協会に提出する。

(3) 日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で書類の審査及び面接の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書(様式第3-1号)1通を作成し、日本体育協会に提出する。

(4) 日本体育協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、法第4条第1項第4号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)別記様式第15号の推薦書(様式第4-3号)正副各1通及び推薦書の写しの送付について(様式第4-4号。以下「送付書」という。)1通を日本ライフル射撃協会に交付する。

(5) 日本ライフル射撃協会は、推薦書の写し2通を作成した後、写し1通及び送付書を国家公安委員会に送付し、推薦書正本および写し1通を加盟団体に送付する。

(6) 加盟団体は、推薦書正本を申請者に交付し、その写しを保管する。

(7) 推薦書は1銃につき1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

5. 推薦の取り消し

日本体育協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けてけん銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき

② 誓約事項に違反したとき

③ 正当な理由なく、日本体育協会または日本ライフル射撃協会の主催または認めた運動競技会または記録会等のけん銃射撃競技に年2回以上参加しなかったとき

④ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

(1) 日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、日本体育協会の推薦により所持の許可を

受けてけん銃を所持している者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5号）1通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。

（2）推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めるときは、推薦取消依頼書（様式第6-1号）1通を作成し、日本体育協会に提出する。

（3）日本体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7-1号）および推薦取消通知書（様式第8-1号）各1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。

（4）日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書の写し2通を作成し、正本を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、写しを国家公安委員会並びに銃砲所持推薦依頼書を発行した加盟団体に送付する。

附則

1. この要綱は平成21年12月4日から施行する。
2. 装薬けん銃所持に関する推薦基準要綱（昭和56年10月24日）は廃止する。
3. 装薬けん銃所持に関する再推薦の技量基準規程（昭和56年10月24日）は廃止する。

別紙

装薬けん銃の所持に関する再推薦の技量基準規程

装薬けん銃の所持に関する推薦基準要綱の3の(5)の②の「別紙に掲げるもの」は、次の各号に掲げる者とする。

- ① 継続して2回目の推薦を受けようとする者
- ② 継続して3回目以上の推薦を受けようとする者であって、日本ライフル射撃協会が認めた運動競技会または記録会等において、それぞれの推薦回数に応じていずれかの種目において別表の該当する欄の基準点以上の点数を記録したもの
- ③ 法第4条第1項第4号の規定によるけん銃の所持の許可が失効した者のうち、当該失効した日から1年を経過し、当該失効した日以後の日本ライフル射撃協会の公式競技会においてエア・ピストル5段の資格を取得した者（既に当該資格を取得している者にあつては、当該公式競技会においてそれに相当する点数を記録した者）（前2号に掲げる者を除く。）
- ④ 日本ライフル射撃協会の選手強化委員会より推薦された者

【別表】

種目 推薦回数	50mPISTOL	RFP	CP及25mPW	SP
3回目	520	550	545	540
4回目以降	530	560	555	550

注) 上記の数字は各種目とも60発についての基準点とする。